

両立支援等助成金

出生時両立支援コース（子育てパパ支援助成金）

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、育児休業や育児目的休暇を取得した男性労働者が生じた事業主に支給されます。

個別支援
加算が
できました！

助成額

< >内は、生産性要件を満たした場合の支給額。

男性労働者の 育休取得		中小企業		中小企業以外	
①	1人目の 育休取得	57万円<72万円>		28.5万円<36万円>	
	個別支援加算	10万円<12万円>		5万円<6万円>	
②	2人目の 育休取得	a 育休 5日以上	14.25万円 <18万円>	a 育休 14日以上	14.25万円 <18万円>
		b 育休 14日以上	23.75万円 <30万円>	b 育休 1か月以上	23.75万円 <30万円>
		c 育休 1か月以上	33.25万円 <42万円>	c 育休 2か月以上	33.25万円 <42万円>
	個別支援加算		5万円<6万円>	2.5万円<3万円>	
	③ 育児目的休暇 の導入・利用		28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>	

- 男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行うこと。
- 男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続14日(中小企業は連続5日)以上の育児休業を取得すること。

(※育児休業期間が5～14日未満の場合は所定労働日が4日以上、育児休業期間が14日以上の場合は所定労働日が9日以上含まれていることが必要です。)

- 男性労働者の育児休業取得前に個別面談を行う等、育児休業の取得を後押しする取組を実施した場合に支給します。
- 育児目的休暇制度を新たに導入し、就業規則等への規定、労働者への周知を行うこと。
- 男性労働者が育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りのための取組を行うこと。
- 上記の新たに導入した育児目的休暇を、男性労働者が、子の出生前6週間から出生後8週間の期間中に、合計して8日(中小企業は5日)以上所定労働日に対して取得すること。

(注意)
育児休業等支援コース(育休取得時・職場復帰時)との併給できません。

取組の例

- 男性労働者の育児休業取得に関する管理職や労働者向けの研修を実施する
- 男性労働者を対象にした育児休業制度の利用を促進するための資料配布等を行う

